

工 事 監 査 等 の 結 果

○ 監査の日

平成31年 2 月 5 日

○ 監査の対象工事

志貴野水源送水場沈砂池築造工事

○ 監査の実施方法

公益社団法人大阪技術振興協会に専門技術士の派遣を要請し、同振興協会の工事技術調査結果に基づく監査を実施した。

監査の内容は、監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、監督、品質、安全管理などの各段階における技術的事項の実施態様について、関係図書類及び現場施工状況の調査を通じて検分し、評価するとともに、改善是正を要する事項については、改善及び再発防止に向けた措置を求めた。

○ 監査時点における工事の進捗状況

実施出来高（平成31年1月末日現在）

35.7%（計画：46.2%）

○ 調査結果

調査の結果は、適正に行われていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善是正を要する事項が見受けられた。今後の事業実施にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

1 書類審査

(1) 設計図書、特記仕様書等に関して

設計図書の照査について、愛知県建設部「設計図書の照査ガイドライン」によれば、照査項目がすべて「無」で照査完了となるが、照査完了しているにもかかわらず「有」のままとなっていたので、「設計図書の照査ガイドライン」に則り事務処理されたい。

(2) 施工管理・品質管理・施工監理等に関して

建設業労災保険について「労働保険一括有期事業開始届」の労働基準監督署提出（控え）を確認できなかったため、受注者が労働基準監督署に報告しているかを確認し、「労働保険一括有期事業開始届」（控え）を市に提出するよう受注者に指示されたい。

2 工事現場審査

(1) 労働者安全衛生に関して

通路面で電工ドラムを使用していたが、「屋内型」の電工ドラムであったため、労働者安全衛生規則に則り「屋外型」を使用するよう受注者に指導徹底されたい。また、電線防護の措置を講じるよう受注者に指示されたい。

仮設電気の分電盤に「取扱者」の表記がなかったので、労働者安全衛生規則に則り、取扱者を表示するよう受注者に指導徹底されたい。

(2) 工事現場掲示物に関して

再下請通知書の提出案内表示がなかったので、建設業法等による工事現場掲示物について、愛知県土木工事現場必携に則り、受注者に指導徹底されたい。

(3) 型枠支保工計算書に関して

構築のコンクリート打設について、現場にはスラブの型枠支保工計算書があったが、市は提出を受けていなかったため、追加施工計画等で提出するよう受注者に指示されたい。